令和８年度諫早市農業委員会　第６回総会議事録

１　開催日時　令和８年８月２８日（金）開会　午後２時００分 ～ 閉会　午後２時４５分

２　開催場所　諫早市役所　本館５階　大会議室

３　出席委員　（１９人）

会長	２０番　久本純造		
会長職務代理者	１９番　池田武弘		
農業委員	１番　坂本武志	２番　牟田直志	３番　金原和美
	４番　西口雪夫	５番　酒井勝規	６番　佐藤芳信
	７番　平野和敏	８番　藤本徳康	９番　川下忠弘
	１０番　森田正男	１１番　池田周三	１２番　中島康範
	１３番　野田　浩	１４番　前田俊彦	１５番　田渕勇二
	１７番　末原蓉子	１８番　増山時子	

４　欠席委員　（１人）　１６番　水野清治

５　議　　案

第１号　農地法第３条の規定による許可申請書審議の件
第２号　農地法第４条の規定による許可申請書審議の件
第３号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件
第４号　農地法第５条の規定による許可申請書審議の件
第５号　農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件

６　報　　告

第１号　農地法第３条の３の規定による届出書受理の件
第２号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知の件
第３号　農地法第４条の規定による農地転用届出書受理の件
第４号　農地法第５条の規定による農地転用届出書受理の件
第５号　農業用施設届出書受理の件
第６号　非農地通知書送付の件

７　その他

８　事務局

局　長　諸岡昌史　　次　長　嶋田弘樹　　事務職員　久間利彦
事務職員　濵　孝佑

９　議　　事

（開会）

議　　長　　これより、「令和８年度諫早市農業委員会第６回総会」を開会いたします。総会の定足数について、事務局より報告願います。

事　務　局　　総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員２０名中、１９名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、１６番・水野清治委員から欠席の届出があっております。以上で、報告を終わります。

議　　長　　それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第１９条第２項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　異議なしということでありますので、議事録署名人に３番・金原和美委員、１２番・中島康範委員のご両人にお願いいたします。それでは議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受け、氏名を告げてから発言をお願いします。また、発言は簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

（議案第１号）　それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事　務　局　　議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

１番、中央地区、仲沖町の農地３筆、計３，５２７㎡について、持分（１／３）移転のため、贈与する申請です。譲受人も当該農地の持分を１／３所有していますので、持分移転後の譲受人持分は２／３になります。権利取得後の経営面積は３，５２７㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しております。また、農業に約１０年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約３分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

２番と３番は、譲受人が同一の案件です。

２番、小野地区、小野島町の農地３筆、計８，２１０㎡について、農業経営規模拡大のため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は５０，８６２．１６㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約５３年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約５分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

３番、小野地区、小野島町の農地２筆、計７１８㎡について、農業経営規模拡大のため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は４３，３７０．１６㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約５３年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約５分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

４番、小野地区、川内町の農地１筆、３，５１４㎡について、農業経営規模拡大

のため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は２３，３９３．５０㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約１５年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約３０分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

５番は、議案第４号３番と関連しております。

５番、有喜地区、有喜町の農地１筆、１３２㎡について、耕作を開始するため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は１３２㎡です。面積が狭いため、機械の使用はせず、家族と一緒に農作業をされる予定です。また、議案第４号におきまして、転用が許可されましたら、譲受人宅から申請地までは徒歩で約１分ほどでありますので、労働力、通作距離に問題は無いと思われます。

６番、有喜地区、早見町の農地１筆、計１，４４８㎡について、耕作を開始するため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、１，４４８㎡です。トラクターは借用しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約５年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約１５分ほどでありますので、機械、労働力、通作距離に問題は無いと思われます。

７番、多良見町野川内の農地３筆、９１６㎡について、農業経営規模拡大のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の経営面積は２６，５１２㎡です。トラクターや動力噴霧器等の機械は所有しており、家族と一緒に　農作業をされています。また、農業に約６０年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約５分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

８番、多良見町佐瀬の農地２筆、９７８㎡について、農業経営規模拡大のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の経営面積は２４，６２８㎡です。動力噴霧器や草刈機等の機械は所有しております。また、農業に約４０年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約３分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

９番と１０番は、農地の交換案件です。

９番、森山町本村の農地１筆、９８９㎡について、耕作に便利なため、交換する申請です。権利取得後の経営面積は１６，９１７．４７㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有しており、家族と一緒に　農作業をされています。また、農業に約６０年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約１０分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

１０番、森山町本村の農地１筆、９８１㎡について、耕作に便利なため、交換する申請です。権利取得後の経営面積は６，６５４．９４㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有しております。また、農業に約３０年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約１５分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

１１番、飯盛町後田の農地４筆、計４，１２７㎡について、農業経営規模拡大のため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、６７，４０５．０２㎡です。トラクターや収穫機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。

また、農業に約２５年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約１０分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

１２番、高来町泉の農地１筆、２，２４１㎡について、農業経営規模拡大のため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、１０，３０１㎡です。トラクターや管理機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約１８年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約４分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

議案第１号についての説明は以上になります。

議　　長　　議案第２号の説明がありましたので、１番について中央地区担当の委員さんは補足説明をお願いします。

委　　員　　１番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稲を栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議　　長　　１番の説明がありましたが、何かご質問ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、１番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、１番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に２番から４番について小野地区担当の委員さんは補足説明をお願いします。

委　　員　　２番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稲を栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

続きまして３番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において、年間を通し水稲を栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

４番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において、年間を通し水稲を栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議　　長　　２番にから４番ついて、何かご質問はありませんか。

（質疑）　（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、２番から４番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、２番から４番は申請どおり許可することに決定いた

します。

議　　長　　次に５番と６番について有喜地区担当の委員さんは補足説明をお願いします。

委　　員　　５番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯、玉ねぎ、ほうれん草等を栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

６番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、トマト、きゅうり、ナス等を栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議　　長　　５番と６番について、何かご質問はありませんか。

（質疑）　（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、５番と６番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、５番と６番は申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に７番と８番について多良見地区担当の委員さんは補足説明をお願いします。

委　　員　　７番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

次に８番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議　　長　　７番と８番について、何かご質問はありませんか。

（質疑）　（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、７番と８番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、７番と８番は申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に９番と１０番について森山地区担当の委員さんは補足説明をお願いします。

委　　員　　９番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し水稲を栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

１０番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地

において年間を通し、水稲を栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議　　長　　９番と１０番について、何かご質問はありませんか。

（質疑）　（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、９番と１０番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、９番と１０番は申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に１１番について飯盛地区担当の委員さんは補足説明をお願いします。

委　　員　　１１番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議　　長　　１１番について、何かご質問はありませんか。

（質疑）　（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、１１番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、１１番は申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に１２番について、高来地区担当の委員さんは補足説明をお願いします。

委　　員　　１２番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、ゴーヤを栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議　　長　　１２番について、何かご質問はありませんか。

（質疑）　（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、１２番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、１２番は申請どおり許可することに決定いたします。

（議案第２号）

議　　長　　次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事　務　局　　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請書審議の件についてご説明いたします。

１番、小豆崎町の農地１筆１２４㎡について農業用倉庫用地とする転用申請です。追認の申請となります。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基

準については、第２種農地に該当します。本件は、平成１４年頃から農業用倉庫用地して利用しているもので、今回、相続登記を行ったところ転用申請を行っていないことが判明したものです。現在被害を及ぼしておらず、今後も同様に利用するため被害の発生は無いものと思われます。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、現状のまま利用するため追加の資金は発生しません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出があっております。

議　　長　　議案第２号の説明がありましたので、１番について長田地区担当の委員さんは補足説明をお願いします。

委　　員　　担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農業用倉庫用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　１番について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、１番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、１番は申請どおり許可することに決定いたします。

（議案第３号）

議　　長　　次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事　務　局　　議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件についてご説明いたします。

１番、飯盛町野中の農地２筆合計５１０㎡について、令和８年２月２７日付け、第８４４号の１で住宅用地（一般住宅）として許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。今回、転用目的の変更はありませんが、建物の形状・配置が変更となる計画変更承認申請となります。理由といたしましては、資材価格の高騰により、当初予定していた施工業者での施工が困難となり、事業者が変更となったことから、建物の形状・配置を変更する必要が生じたためです。

議　　長　　議案第３号の説明がありましたので、１番について何かご質問はありませんか。

（質疑）　（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、１番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

委　　長　　ご異議がないようですので、１番は、申請どおり許可することに決定いたします。

（議案第４号）

議　　長　　次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事　務　局　　議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請書審議の件についてご説明いたします。

１番、小ヶ倉町の農地１筆８２㎡と併用地を併せた合計５２０．７３㎡について住宅用地（農家住宅）とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第２種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については切土を最高１．９５m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地は貸渡人の自己所有であり問題なく、資金については融資証明書で確認しています。

２番、諫早市長野土地区画整理事業に伴い、長野町の農地５筆３，３４６．１５㎡と併用地５筆８５７．５０㎡を合わせた合計４，２０３．６５㎡について、医療施設用地とする転用申請です。契約内容は賃貸借権設定（２０年間)、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、長野インターチェンジからおおむね３００m以内にある農地ですので第３種農地に該当します。申請者は保険調剤薬局の経営を行っており、今回、小児科等の複数の診療科を併設する診療所３棟の建設と駐車場を整備するものです。土地の造成については、盛土を最高２．２m施し、土留め工事及び擁壁を設置し土砂等の流出を防ぎます。雨水については、調整池から半造川に放流し、汚水・生活雑排水については、下水道に接続します。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しています。　盛土規制法の規定による工事届出書提出済みです。

３番、有喜町の農地１筆５１６㎡について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買)、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第２種農地に該当します。本件は、鉄筋コンクリート造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については盛土を最高１．６m、切土を最高２．１４m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から道路側溝に放流します。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題なく、資金については残高証明書で確認しています。盛土規制法許可申請中です。

４番、貝津町の農地５筆１，３３３㎡と併用地を併せた合計１，４４１．５２㎡について蓄電所用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）を及び賃貸借権設定（２３年間)、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、諫早インターチェンジからおおむね３００m以内にある農地ですので第３種農地に該当します。本件は、コンテナ型蓄電池１０台とパワーコンディショナー５台を設置し、系統用蓄電事業を行う計画となっています。土地の造成については盛土を最高０．６５m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書及び社員総会議事録等で確認しています。諫早市環境保全条例事前協議済みであり、盛土規制法許可申請中です。

５番、飯盛町開の農地１筆３１３．７１㎡について住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準

については、飯盛支所からおおむね３００ｍ以内にある農地ですので第３種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。

６番、高来町法川の農地１筆２９６㎡について駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第２種農地に該当します。　申請者は建設業を営んでおりますが、従業員用及び事業用の駐車場が不足しているため、今回新たに１２台分の駐車場を整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しております。なお、令和８年７月２３日付けで農用地区域からの除外がなされております。

７番、高来町小峰の農地１筆６７３㎡について住宅兼茶道教室用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第２種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅兼茶道教室を建築するものです。土地の造成については、切土を最高１．００ｍ施しますが車輌出入り口であり、舗装を行いますので土砂等の流出の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から水路に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。

８番、高来町峰の農地１筆４９６㎡について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（贈与）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、１０ｈａ以上の広がりがある農地に隣接しているので第１種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については盛土を最高０．５７ｍ、切土を最高１．２０m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から水路に放流します。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題なく、資金については融資証明書で確認しています。

９番、高来町冨地戸の農地１筆５００㎡について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、水道管・下水道管等の２管が通る道路に接し、おおむね５００ｍ以内に２以上の公共施設等がある農地ですので第３種農地に該当します。本件は、木造２階建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。議案第４号につきましては以上となります。

議　　長　　議案第４号の説明がありましたので、１番について小栗地区担当の委員さんは補足説明をお願いします。

委　　員　　担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地、農家住宅に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　１番について、何かご質問はありませんか。

（質疑）　（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、１番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、１番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に２番について小野地区担当の委員さんは補足説明をお願いします。

委　　員　　担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、医療施設用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　２番について、何かご質問はありませんか。

（質疑）　（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、２番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に、３番について有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委　　員　　担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地、一般住宅に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　３番について、何かご質問はありませんか。

（質疑）　（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、３番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、３番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に、４番について真津山地区担当の委員さんは補足説明をお願いします。

委　　員　　担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、蓄電所用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　４番について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、４番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、４番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に、５番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委　　員　　担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　５番について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、５番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、５番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に６番から９番について高来地区担当委員さんは補足説明をお願いします。

委　　員　　６番の農地を地区推進委員と確認してきました。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

続いて７番です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅兼茶道教室用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

８番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

９番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　それでは、６番から９番について何かご質問はありませんか。

（質疑）　（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、６番から９番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、６番から９番は、申請どおり許可することに決定いたします。

（議案第５号）

議　　長　　次に、議案第５号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事　務　局　　農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件について、ご説明いたします。

１番、小野地区赤崎町、小野島町の農地２筆を新規設定による使用貸借１０年での貸付けです。

２番、小野地区川内町の農地５筆を新規設定による使用貸借１０年での貸付けで

す。

３番、有喜地区早見町の農地３筆を新規設定による賃貸借１０年での貸付けです。

４番、有喜地区早見町の農地２筆を新規設定による賃貸借１０年での貸付けです。

５番、有喜地区早見町の農地２筆を新規設定による賃貸借１０年での貸付けです。

６番、有喜地区中通町の農地５筆を新規設定による賃貸借１０年での貸付けです。

７番、本野地区上大渡野町の農地２筆を新規設定による使用貸借１０年での貸付けです。

８番、長田地区長田町の農地１筆を新規設定による使用貸借１０年での貸付けです。

９番、長田地区長田町の農地１筆を新規設定による使用貸借１０年での貸付けです。

１０番、長田地区長田町の農地１筆を新規設定による賃貸借１０年での貸付けです。

１１番、多良見町野川内の農地１筆を新規設定による賃貸借１０年での貸付けです。

１２番、多良見町山川内の農地２筆を新規設定による賃貸借１０年での貸付けです。

１３番、多良見町佐瀬の農地６筆を新規設定による使用貸借１０年での貸付けです。

１４番から１６番は借受人が同一の案件となります。

１４番、森山町慶師野の農地１筆、１５番、森山町慶師野の農地１筆、１６番、森山町慶師野の農地１筆、計３筆について、新規設定による賃貸借または使用貸借１０年での貸付けです。

１７番、森山町本村、田尻の農地４筆を新規設定による使用貸借１０年での貸付けです。

１８番、森山町杉谷の農地１筆を新規設定による使用貸借１０年での貸付けです。

１９番、森山町下井牟田の農地１筆を新規設定による使用貸借１０年での貸付けです。

２０番、飯盛町後田の農地１筆を新規設定による賃貸借１０年での貸付けです。

２１番、飯盛町開の農地１筆を新規設定による賃貸借１０年での貸付けです。

２２番、高来町里の農地１筆を新規設定による使用貸借１０年での貸付けです。

２３番、高来町溝口の農地１筆を新規設定による使用貸借１０年での貸付けです。

２４番から３０番は、農用地利用集積等促進計画の変更に係るものです。

２４番、小野地区小野島町の農地１筆について、利用権の設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。

２５番有喜地区早見町の農地１筆について、利用権の設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。

２６番から２８番は借受人が同一の案件となります。

２６番、有喜地区早見町の農地１筆、２７番、有喜地区早見町の農地１筆、２８番、有喜地区早見町の農地３筆、計５筆について、利用権の設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。

２９番　有喜地区中通町の農地１筆について、利用権の設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。

３０番　有喜地区天神町の農地１筆について、利用権の設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。

以上第５号議案の１番から３０番までの申出は、農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号の要件を満たしています。また、１番から３０番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議　　長　　議案第５号の１番から３０番までの説明がありましたが、先に３番と２６番から２８番について審議いたします。３番と２６番から２８番については５番の委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、５番の委員の退席を求めます。

（５番委員退席）

議　　長　　それでは、３番と２６番から２８番について、何かご質問はありませんか。

（質疑）　（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご質問がないようですので、３番と２６番から２８番は、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、３番と２６番から２８番を「意見なし」とすることに決定いたします。５番委員の入場を求めます。

（５番委員・入場→着席）

議　　長　　次に７番について審議いたします。

７番については、１番の委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、１番の委員の退席を求めます。

（１番委員退席）

議　　長　　それでは、７番について、何かご質問はありませんか。

（質疑）　（「なし」と言う者あり）

議　　長　ご質問がないようですので、７番は、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、７番を、「意見なし」とすることに決定いたします。１番委員の入場を求めます。

（１番委員・入場→着席）

議　　長　　次に３番と７番、２６番から２８番以外の１番から３０番について、何かご質問はありませんか。

（質疑）　（「なし」と言う者あり）

議　　長　　ご異議がないようですので、１番から３０番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

議　　長　次に、報告案件について、事務局より報告をお願いいたします。

事　務　局　　報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出書受理の件」について、ご報告いたします。

小栗地区から２件、小野地区から４件、有喜地区から２件、本野地区から２件、

長田地区から２件、高来地区から２件、合計１４件の届出を受理しております。届出理由としましては、「相続により、所有権を取得したため」となっております。

報告第２号 「農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知の件」について、ご報告いたします。中央干拓から４件、森山地区から３件、高来地区から１件、合計８件の通知が提出されております。解約理由としましては、「中央干拓内にて他の場所を借り入れる」、「都合により耕作できなくなったため」、「中央干拓から撤退するため」、「耕作者を変更するため」となっております。

事　務　局　　報告第３号、農地法第４条の規定による農地転用届出書受理の件につきましてご報告いたします。

１番　原口町の農地１筆２５５㎡を駐車場用地とする届出です。

報告第４号、農地改良等届書受理の件についてご報告いたします。

１番　宗方町の田１筆１，２９１㎡について、水に浸かってしまい田での利用が難しいため田畑転換を行うものとなっております。

２番　森山町田尻の畑１筆７９２㎡について、荒地のため、畑地嵩上を行うものとなっております。

報告第５号、農業用施設届出書受理の件につきましてご報告いたします。

１番　栄田町の農地１筆５９７㎡のうち１９７㎡に農業用倉庫等を設置する届出です。

２番　富川町の農地１筆６６２㎡のうち３３㎡に農業用倉庫を建設する届出です。

３番　森山町下井牟田の農地１筆１，４１５㎡のうち１９０㎡に農業用倉庫を建設する届出です。

報告第６号、非農地通知書送付の件について報告いたします。小長井地区３件、合計３件３筆について、非農地通知書を送付しました。いずれも山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議　　長　　ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議　　長　　なければ報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議　　長　　以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議　　長　　異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議　　長　　本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第１号　農地法第３条許可	１２件
議案第２号　農地法第４条許可	１件
議案第３号　農地法第５条計画変更許可	１件

議案第４号　農地法第５条許可　　９件
議案第５号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進
計画に対する意見聴取の件　　３０件

以上、審議件数は、全部５３件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和８年度諫早市農業委員会第６回総会を閉会いたします。

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿